

別紙様式 10

九州農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和7年10月31日)

開催日及び場所		令和7年9月19日（金曜日） 熊本地方合同庁舎 A棟10階 農政第7会議室
委員		宮崎 貴美子（税理士） 小野 由起子（ジャーナリスト） 榎 崇文（弁護士）
審議対象期間		令和7年4月1日～令和7年6月30日
審議対象案件		209件 うち、1者応札案件60件 契約の相手方が公益法人等の案件2件
抽出案件		8件 うち、1者応札案件3件 (抽出率3.8%) (抽出率5.0%) 契約の相手方が公益法人等の案件0件 (抽出率0%)
抽出案件内訳	工事	一般競争 4件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
	指名競争	公募型指名競争 0件
	指名競争	工事希望型競争 0件
	指名競争	その他の指名競争 0件
	随意契約	随意契約 0件
業務	一般競争	1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
	指名競争	公募型競争 0件
	指名競争	簡易公募型競争 0件
	指名競争	その他の指名競争 0件
	随意契約	公募型プロポーザル 0件
	随意契約	簡易公募型プロポーザル 1件 うち、契約の相手方が公益法人等の案件0件
	随意契約	標準型プロポーザル 0件
物品・役務等	一般競争	1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
	指名競争	指名競争 0件
	随意契約	随意契約（企画競争・公募） 0件
	随意契約	随意契約（その他） 1件 うち、契約の相手方が公益法人等の案件0件
(特記事項)		

委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答等
	<p><b>1.</b> 令和7年度第1四半期入札方式別発注状況について 意見・質問なし</p> <p><b>2.</b> 抽出工事及び業務並びに物品・役務等契約について (1) 抽出工事</p> <p>①令和6年度玉名横島海岸保全事業陸閘ゲート製作据付（横島漁港工区）その他工事 鋼構造物工事とはどういう工事が説明いただきたい。</p>	
	<p>②令和5年度西国東海岸保全事業2号排水機場水槽部他工事（第4回変更） 変更回数が4回と多いため本工事を抽出した。契約変更と別件契約を判断する基準はあるのか。  第2回変更で打設位置を変更している理由は。  第4回変更で中和処理施設を追加した理由は。  第4回変更のみ金額変更している理由は。</p>	<p>「鋼構造物工事」とは、形鋼、鋼板の鋼材の加工または組み立てにより工作物を築造する工事のことであり、鉄鋼工事、橋梁工事、閘門、水門等の門扉設置工事がこれに該当する。</p> <p>本工事の変更のように、施工条件等が実際の工事現場と一致しない場合は、契約変更に該当するものとして、受注者と協議を行い、請負代金額の変更を行っている。追加する工事が本工事と関係ないと判断される内容は別件発注等で対応する。</p> <p>前工事で施工した盛土の仕上り高さの変更に伴い本工事の打設位置を変更したためである。</p> <p>関連工事で設置された中和処理装置で本工事の排水処理を行っていたが、関連工事の完了に伴い処理装置が撤去されたため本工事に追加した。 なお、関連工事の処理装置を撤去せず本工事で使用しなかった理由は、業者間の調整を要すること、単独の処理能力に違いがあるので経済性に影響するためである。</p> <p>第2回にて仮設土留計画見直しのため、第3回変更にて地下埋設物の出現に伴う撤去工法の検討のために工期のみの変更を行い、第4回変更でこれらに係る金額の変更をまとめて行ったも</p>

		のである。
	<p>③筑後川下流右岸農地防災事業千代田線(永歌その2工区)水路改修工事(第2回変更)</p> <p>共同企業体（JV）の企業評価は、どのような取扱いか。</p> <p>「情報化施工技術の活用」を追加することのメリットは何か。</p> <p>自治体によっては、工事費がいくら以上の工事には共同企業体（JV）の参加を求めると言っているが、今回の工事はそのようなものかどうかを確認したい。</p>	<p>共同企業体には特定JVと経常JVの2種類があり、特定JVは、構成している企業ごとに評価を行うが、今回抽出された工事の経常JVは、共同企業体を単体企業扱いで評価する。</p> <p>情報化施工技術を活用することで、工事に関する情報の集約化・可視化が図られる。活用事例の一つとして、施工管理では現場作業時間（投入する労働力）への低減効果があることから受注者は積極的に導入している。</p> <p>本案件ではそのような取決めはないが、大規模であって技術的難度の高い工事等については、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する「特定建設工事共同企業体」により競争を行わせる場合の取扱いとして、農水省ではダムにて工事費がおおむね30億円以上の工事などの目安はある。</p> <p>また、特定JVにより行わせる競争に特定JV以外の単体有資格者を認められるものがあるときは発注者の方で取り決めて入札公告を行っていく。</p>
	<p>④令和7年度宇城農地整備事業浅川・南豊崎工区揚水ポンプ（その3）工事</p> <p>新潟県新潟市（遠隔地）の業者と契約した理由は。</p>	<p>本工事の公告に当たっては、地域要件（管内、県内等）は設定していない。「工事完成、引渡し後においても会社組織（同系列会社のサービス組織含む）に、設備、製作品に対する保守サービス体制が迅速に対応できる範囲に整備されていること。」を競争参加資格要件としており、その確認として申請時に「保守サービス体制」を提出することとしている。</p> <p>受注者は、本社は新潟県であるが、福岡県久留米市に九州工場を持ち、本工事の現場までの移動時間は1時間程度と適切な保守サービス体制が確保されていると認められるため契約を締結</p>

		した。
(2) 抽出業務	<p>①令和7年度宇城農地整備事業水管理計画検討業務</p> <p>1者応札となった理由として必要な人員が確保できなかった以外の理由はあるか。</p>	<p>入札公告資料を取得した者にアンケート調査を実施した結果、「他の受注案件を抱えており、受注業務量の兼合いかから必要な人員を確保できないと判断した。」との回答が最も多かった。</p> <p>本業務では作業内容が観測記録の収集や機器の不具合対応などの現地作業があり、遠隔地の者が参加するのは難しかったのではと推測している。</p>
②令和7年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業出水平野地区高川ダム付帯設備耐震性能照査業務	<p>簡易公募型プロポーザル方式を選んだ理由は。</p> <p>高落札率の理由は。</p> <p>歩掛の見積徴収する相手先は。</p>	<p>本業務は、ダム付帯設備の耐震照査であり、高度な専門技術を必要とすることから簡易公募型プロポーザル方式を採用した。</p> <p>本業務の積算は、「土地改良工事積算基準」に基づき算定するとともに、定型的な業務内容ではないことから、参考歩掛徴取を行い積算している。</p> <p>徴取した歩掛け積算参考資料で示しており、参加者は設計金額に近い金額を積算することが可能であることから落札率が高くなっていると思われる。</p> <p>耐震照査ができる複数者から徴収しております、今回の受注者も含まれる。</p>
(3) 抽出物品・役務等	<p>① 令和7年度貨物運送業務（単価契約）</p> <p>予定価格の積算は見積か。</p> <p>落札率が低い理由は。</p>	<p>本業務の予定価格は、各運送会社が公表している単価に基づき積算して定めている。なお、離島の一部など公表されていない区分についてのみ見積による単価を採用している。</p> <p>予定価格は公表価格に基づき算出しているのに対し、九州管内をとりまと</p>

	<p>今回の落札者以外に過去に落札したことのある者はいるのか。</p> <p>物品・役務等の契約の中で、1者応札にならざるを得ないような、例えば、複合機保守業務は、機器のメーカー以外の業者は参加しないと考えるがそれでも入札をしなければならないのか。</p>	<p>めて入札に付したことにより入札者にとってはスケールメリットが生じ、結果として落札価格が低くなつたことによるものと思われる。</p> <p>過去に別の者が落札した実績はある。また、今年度は1者応札となったが、昨年度まで応札者は2者であった。</p> <p>法令等で相手方が定められているものは随意契約によることができるが、これ以外については、競争性があるとして一般競争入札を行っている。</p>
	<p>②令和6年度国内肥料資源利用拡大対策事業のうち国内資源の肥料利用拡大に向けた調査（地力調査）委託事業</p> <p>予定価格はどのように算出しているのか。</p> <p>昨年度から佐賀県を除いた各県において調査を実施しているとの説明であるが、鹿児島県のみ委員会資料のリストに掲載されている理由は。</p>	<p>県から当該調査に必要な積算項目や経費に係る情報を提供いただき、その情報を参考に、賃金等は国の規定、消耗品費等は実績により必要額を積算して予定価格としている。</p> <p>鹿児島県以外の県は業務費の予定価格が契約公表の対象外となっているため、委員会資料のリストには掲載していない。</p>
	<p>3. 再度入札における一位不動状況について</p> <p>意見・質問なし。</p>	
	<p>4. 指名停止について</p> <p>起訴されて刑が確定していない段階で指名停止をしているものがあるが、どういう理由か。</p>	<p>本件について、九州農政局工事請負契約指名停止措置要領における指名停止期間は、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときは、逮捕又は控訴を知った時からとされている。</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容		無し

[これらに対し部局長が講じた措置]	無し
-------------------	----

事務局：九州農政局総務部総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所用の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。